

# 鹿児島県立試験研究機関の受託研究に関する指針の運用について

## 第1 (趣旨)関係

県以外のものとは、国の各省庁・大学・試験研究機関や他の都道府県を除いたものをいう。

## 第2 (受託研究の実施の要件)関係

- 1 (3)にある「財務能力」とは、受託研究を依頼するのに必要な資金又は資産を有することをいう。
- 2 研究機関の長が、受託研究の妥当性、契約内容等について判断する際は、研究機関内の合議制の組織であらかじめ十分な検討を行うものとする。  
なお、検討に際しては、事前に研究内容について明記された書類を受託者に提供させるものとする。

## 第3 (受託研究契約の締結)

「受託研究契約」を締結する場合には、県の契約当事者名及び決裁権者を研究機関の長とする。

## 第4 (受託研究契約書)関係

- 1 (5)にある「受託研究に必要な経費」については、別に定める基準により算定するものとする。
- 2 (7)にある「その他受託研究を行うために必要な事項」については、受託研究が天災及びその他やむを得ない事由により継続することが困難になった場合には、県と委託者が協議の上、中止できるものとする。並びに、その場合、損害が発生しても両者は、賠償する責を負わないものとする。等々の事項をいう。

## 第5 (経費)関係

受託研究を終了し、もしくは中止し、又は、研究実施期間が満了したときは、遅滞なく、経費について精算するものとする。

## 第6 (特許を受ける権利等)関係

受託研究において特許等の発生が生じたときは、速やかに別途、「鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程」(昭和38年11月4日訓令第25号)に基づく手続を行うものとする。

## その他

- 1 受託研究を行う場合は、受託研究契約の締結前及び受託研究の終了後に各々の概要を別記様式に関係書類を添えて担当部長に報告するものとする。

( 様式 1 )

平成 年 月 日

担 当 部 長 殿

試験研究機関の長

## 県以外のものとの受託研究契約の締結について(報告)

このことについて、次のとおり契約締結の運びとなりますので、報告します。

課 題 名	
受 託 者	名 称 所在地
研 究 内 容	
日 程	締結予定日 平成 年 月 日 期間 年
予 算 見 込 額	
担 当 者	

( 事務担当は , 部 課 )

( 様式 2 )

平成 年 月 日

担 当 部 長 殿

試験研究機関の長

## 県以外のものとの受託研究の終了について(報告)

このことについて、次のとおり終了しましたので、報告します。

課 題 名	
受 託 者	名 称 所在地
研 究 内 容	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
決 算 額	
公 開 予 定	
担 当 者	

( 事務担当は , 部 課 )